



組合通信3が

IST協同組合
2026.3.2発行
発行者：岸本

特定技能制度ってなに？



中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化している中、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（＝特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するための制度となっています。特定技能の在留資格は2つあります。技能実習生を受け入れていて、そろそろ実習が満了する企業さまから在留資格の変更についてよく質問がございますので下記に特定技能についての簡単なお説明を表記します。

※参考資料：出入国在留管理庁HPから抜粋

特定技能1号

- 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を行う
- 技能試験と日本語試験に合格する必要あり（技能実習2号を良好に修了した場合は免除）
- 所属機関または登録支援機関による支援の対象
- 原則、家族帯同は不可
- 在留できる期間は5年まで
- 付与される在留期間は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

特定技能2号

- 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行う
- 特定技能1号より高度な技能試験に合格する必要があるほか、一定の実務経験が求められる
- 所属機関または登録支援機関による支援の対象外
- 配偶者と子の帯同可能（「家族滞在」の在留資格を得る必要あり）
- 在留期間の更新を受ければ上限なく滞在可能
- 付与される在留期間は3年、1年又は6月

特定技能外国人を受入するには、職種によって諸々条件等が定められています。技能実習満了による在留資格の変更や、特定技能外国人を即戦力として雇入れしたい企業さまがいらっしゃいましたら、各担当へお気軽にお問い合わせください。

外国人材に対する人権侵害行為についての注意喚起

実習実施者のみなさまにおかれましては、日頃から受入外国人材へご配慮いただきありがとうございます。

最近、関係各所から外国人材に対する人権侵害行為について厳しく取り締まるとの情報が入りました。

主な人権侵害の内容

- 低賃金、未払い残業、残業手当のごまかし(最低賃金を下回る賃金や残業代が支払われていない)
- 暴力、暴言、ハラスメント(精神的暴力および身体的暴力や脅し、パワーハラスメント)
- 生活制限(外出制限や監視、身分証の取り上げ)

法令尊厳の徹底が求められていますので、引き続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

お知らせ

実習実施者さまにおかれましては、日頃より監査にてご協力いただきまして誠にありがとうございます。この度、当組合では全実習実施者さまの監査月を統一する事に決定いたしました。

※統一監査月【4月・7月・10月・1月】

つきましては、今後の流れ等は各担当にお問い合わせください。

何卒ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。



帰国・配属連絡

2月17日に実習2号を満了し、2名の実習生が帰国しました。3年間お疲れ様でした。受入企業さまもご指導誠にありがとうございました。また、2月20日に2名の実習生を配属しました。これからの活躍を期待しています♪

